

令和5年度第1回（第180回） 福岡市都市計画審議会 議案参考資料

- （ 貢 ）
1. 天神明治通り地区関連 ……(参 - 1)
- 議案第1号 福岡広域都市計画地区計画の変更（市決定）
 - 議案第2号 福岡広域都市計画市街地再開発事業の決定（市決定）
 - 議案第3号 福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（市決定）
2. アイランドシティ北地区 ……(参 - 29)
- 議案第4号 福岡広域都市計画地区計画の決定（市決定）
3. 景観計画 ……(参 - 35)
- 議案第5号 福岡市景観計画の変更（景観法に基づく意見聴取）

令和5年8月21日（月）

天神スカイホール（メインホールB）

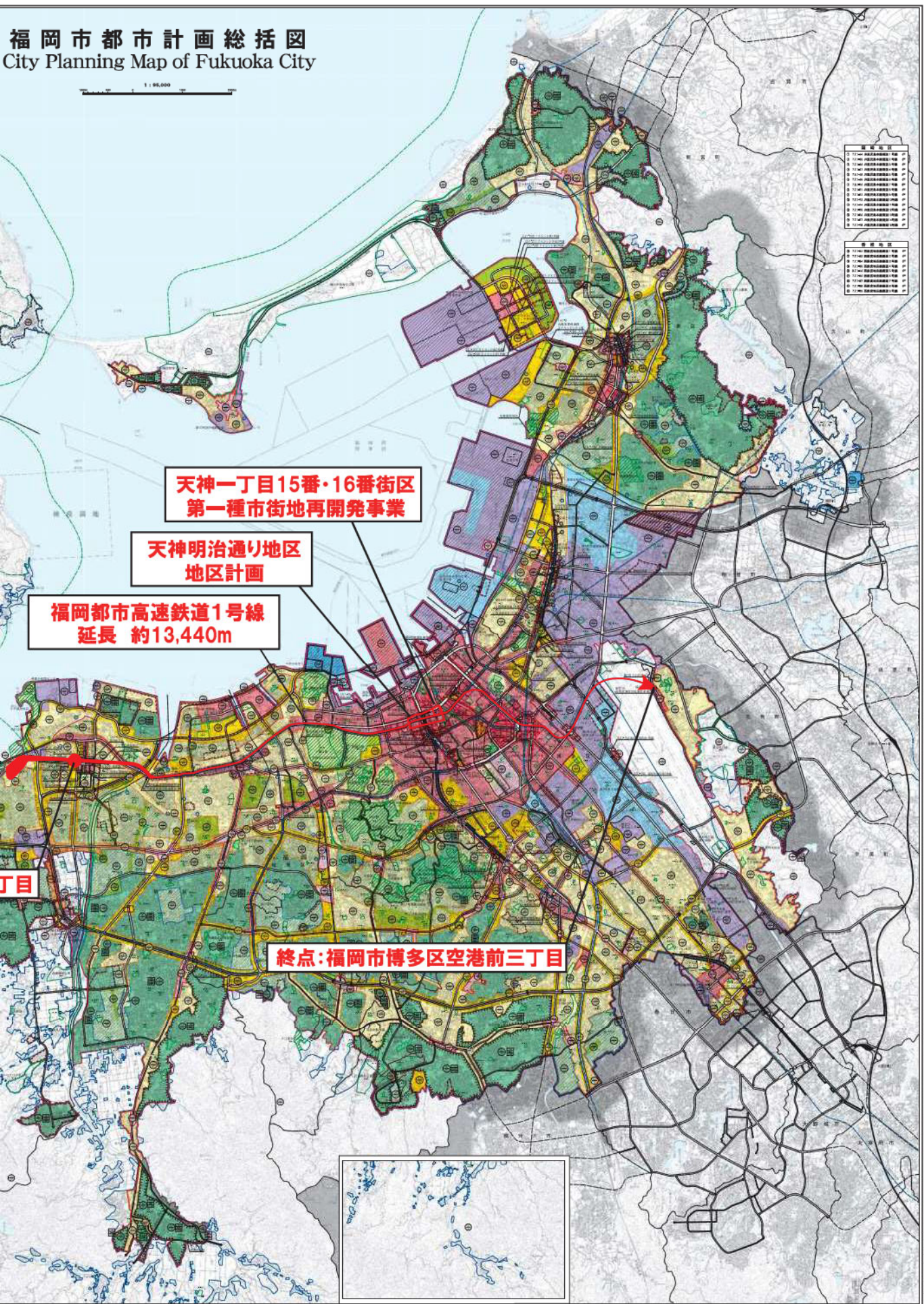
天神明治通り地区関係

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポ ン プ 場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄 道
	自然公園区域
	市 郡 界
	区 町 村 界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) 注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



**天神一丁目15番・16番街区
第一種市街地再開発事業**

**天神明治通り地区
地区計画**

**福岡都市高速鉄道1号線
延長 約13,440m**

終点:福岡市博多区空港前三丁目

用途地域	色
第一種市街地用途地域	黄緑色
第二種市街地用途地域	黄緑色
第三種市街地用途地域	黄緑色
第一種低層住居専用地域	黄緑色
第二種低層住居専用地域	黄緑色
第三種低層住居専用地域	黄緑色
第一種中層住居専用地域	黄緑色
第二種中層住居専用地域	黄緑色
第三種中層住居専用地域	黄緑色
第一種高度住居専用地域	黄緑色
第二種高度住居専用地域	黄緑色
第三種高度住居専用地域	黄緑色
第一種商業地域	黄緑色
第二種商業地域	黄緑色
第三種商業地域	黄緑色
第一種工業地域	黄緑色
第二種工業地域	黄緑色
第三種工業地域	黄緑色
第一種遊園地域	黄緑色
第二種遊園地域	黄緑色
第三種遊園地域	黄緑色
第一種緑地	黄緑色
第二種緑地	黄緑色
第三種緑地	黄緑色
第一種公園緑地	黄緑色
第二種公園緑地	黄緑色
第三種公園緑地	黄緑色
第一種河川敷	黄緑色
第二種河川敷	黄緑色
第三種河川敷	黄緑色
第一種埋立地	黄緑色
第二種埋立地	黄緑色
第三種埋立地	黄緑色
第一種水辺緑地	黄緑色
第二種水辺緑地	黄緑色
第三種水辺緑地	黄緑色
第一種水辺公園	黄緑色
第二種水辺公園	黄緑色
第三種水辺公園	黄緑色
第一種水辺緑地	黄緑色
第二種水辺緑地	黄緑色
第三種水辺緑地	黄緑色
第一種水辺公園	黄緑色
第二種水辺公園	黄緑色
第三種水辺公園	黄緑色

用途地域	色
第一種市街地用途地域	黄緑色
第二種市街地用途地域	黄緑色
第三種市街地用途地域	黄緑色
第一種低層住居専用地域	黄緑色
第二種低層住居専用地域	黄緑色
第三種低層住居専用地域	黄緑色
第一種中層住居専用地域	黄緑色
第二種中層住居専用地域	黄緑色
第三種中層住居専用地域	黄緑色
第一種高度住居専用地域	黄緑色
第二種高度住居専用地域	黄緑色
第三種高度住居専用地域	黄緑色
第一種商業地域	黄緑色
第二種商業地域	黄緑色
第三種商業地域	黄緑色
第一種工業地域	黄緑色
第二種工業地域	黄緑色
第三種工業地域	黄緑色
第一種遊園地域	黄緑色
第二種遊園地域	黄緑色
第三種遊園地域	黄緑色
第一種緑地	黄緑色
第二種緑地	黄緑色
第三種緑地	黄緑色
第一種公園緑地	黄緑色
第二種公園緑地	黄緑色
第三種公園緑地	黄緑色
第一種河川敷	黄緑色
第二種河川敷	黄緑色
第三種河川敷	黄緑色
第一種埋立地	黄緑色
第二種埋立地	黄緑色
第三種埋立地	黄緑色
第一種水辺緑地	黄緑色
第二種水辺緑地	黄緑色
第三種水辺緑地	黄緑色
第一種水辺公園	黄緑色
第二種水辺公園	黄緑色
第三種水辺公園	黄緑色
第一種水辺緑地	黄緑色
第二種水辺緑地	黄緑色
第三種水辺緑地	黄緑色
第一種水辺公園	黄緑色
第二種水辺公園	黄緑色
第三種水辺公園	黄緑色

※本図は、令和5年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
建設や開発等の際には、用途地域等都市計画制限について必ず確認してください。

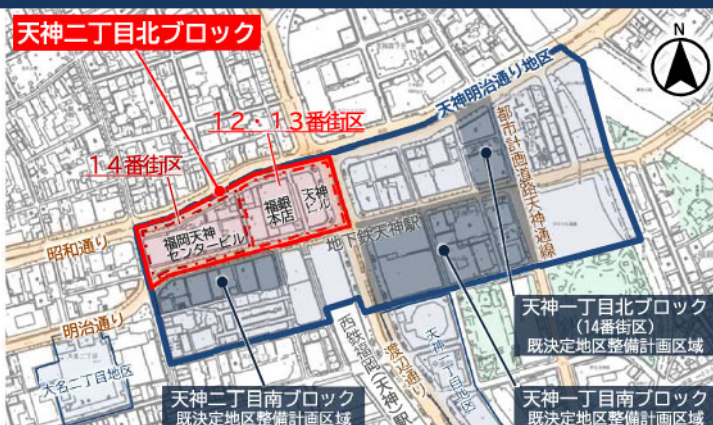
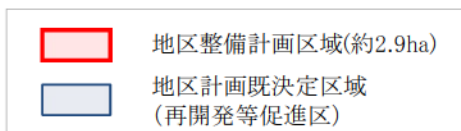
天神明治通り地区(天神二丁目北ブロック)地区計画の変更について

1 地区計画の変更理由

- 天神明治通り地区では、更新期を迎えた建物の機能更新と併せ、地権者が主体となったまちづくりの取り組みを進めており、平成25年9月にまちの将来像を示す地区計画(方針)の都市計画決定を行った。
- 今回、天神二丁目北ブロックにおいて、地区整備計画(原案)について合意形成が図られたことから、地区計画の変更(内容の追加)手続きを進めているもの。

2 地区の概要

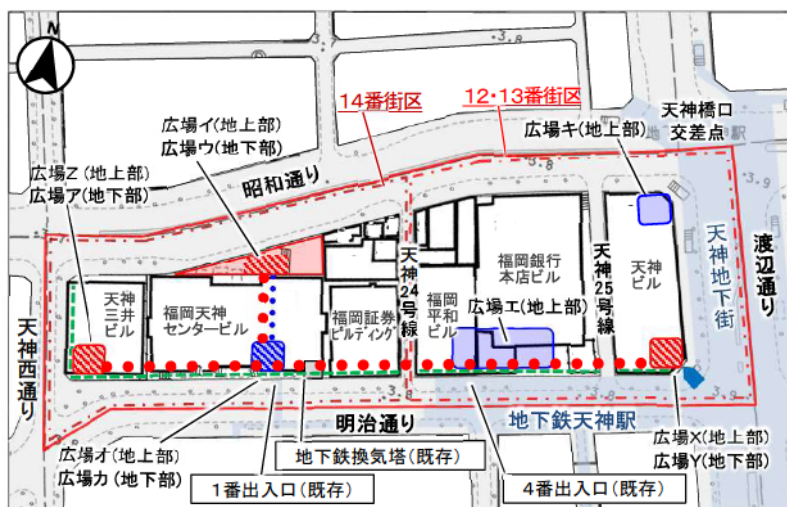
- 所在地:福岡市中央区天神二丁目の一部
- 区域面積:約2.9ha
- 都市計画等
用途地域:商業地域、防火地域
容積率:(12・13番街区) 800%、(14番街区) 700%
建蔽率:80%



3 地区整備計画の概要

	地区整備計画区域(再開発等促進区)	
	主要な公共施設	広場(地上部) (X:約100㎡ Z:約100㎡ イ:約500㎡)
		広場(地下部) (Y:約100㎡ ア:約100㎡ ウ:約100㎡)
	地区施設	歩行者用通路(地下部) 幅員4m
		広場(地上部) (エ:約500㎡ オ:約100㎡ キ:約100㎡)
		広場(地下部) (カ:約100㎡)
		歩行者用通路(地上部) 幅員4m
	壁面の位置の制限	2m

■ 主要な公共施設、地区施設の配置及び規模



※ :周辺の地下ネットワーク ▶:地下接続

※既存の地下鉄1番・4番出入口および換気塔について、地区計画の中で機能確保について位置づけを行い、都市計画の変更(廃止)手続きを行う。

○ 建築物の用途の制限:

風俗営業施設、ぱちんこ・マーじゃん、工場用途(小規模なものは除く)、住宅用途(最上階及びその直下階は除く)

○ 建築物の容積率の最高限度:

(12・13番街区 | 指定容積率800%)

- ・950%に、まちづくりの取り組みに応じて最大450%を加算し、1,400%(天神ビッグバンボーナス含む)
- ・ただし、敷地面積1,000㎡未満の場合(既存建築物の敷地を除く)は、最大1,000%

(14番街区 | 指定容積率700%)

- ・900%に、まちづくりの取り組みに応じて最大400%を加算し、1,300%(天神ビッグバンボーナス含む)
- ・ただし、敷地面積1,000㎡未満の場合(既存建築物の敷地を除く)は、最大1,000%

○ 壁面の位置の制限:

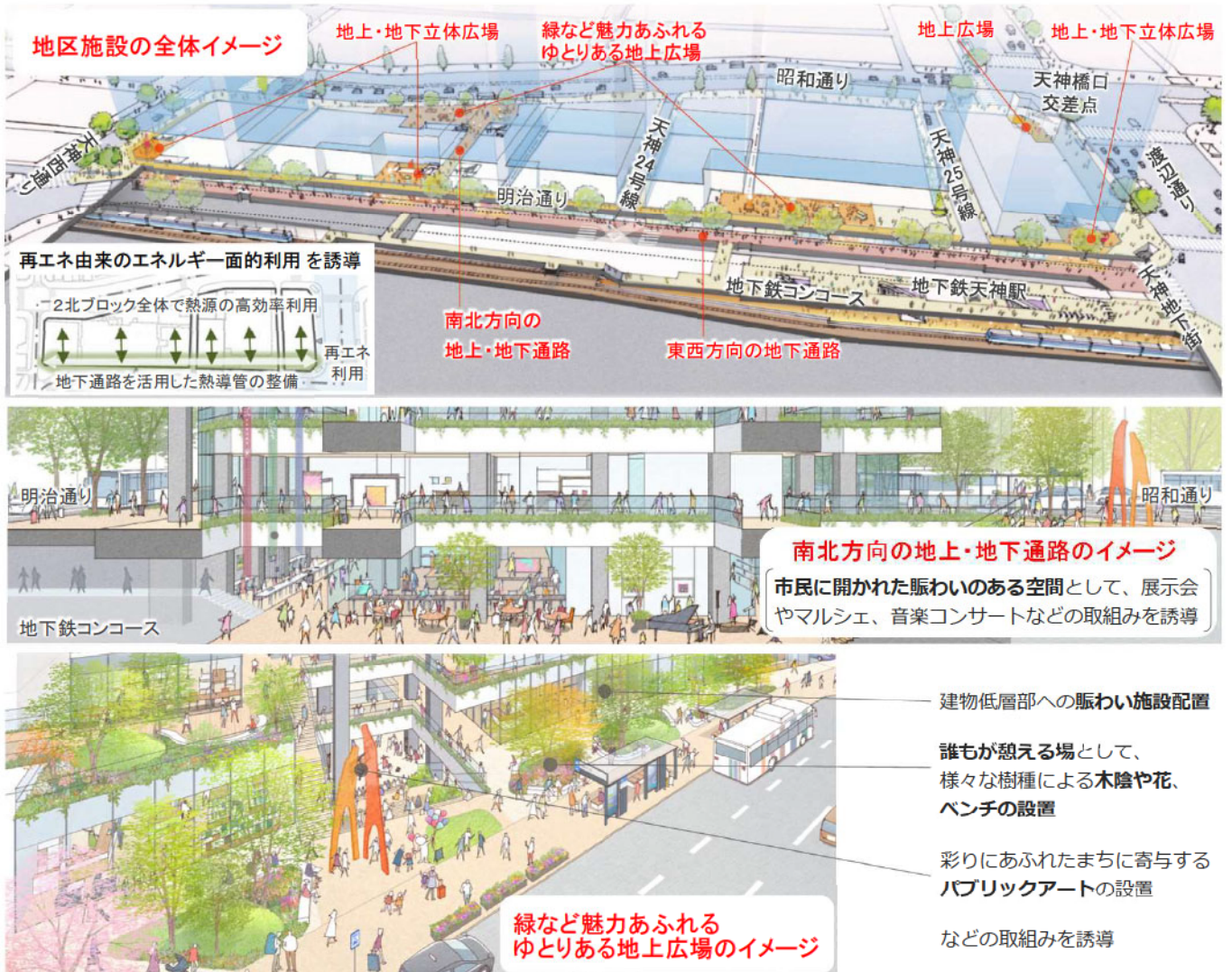
敷地境界線から建物の外壁等までの距離の最低限度を設定

○ 建築物等の形態又は意匠の制限:

屋根、外壁等は周辺の環境との調和するよう形態・意匠及び色彩に配慮

4 まちづくりの方向性

■まちづくり取り組みイメージ



■主なまちづくり取り組みの概要

●必ず実施する項目（地区整備計画に記載する項目）
☆取組みを誘導する項目（取組みに応じ容積緩和する項目）

ゆとりある広場空間と快適な歩行者空間の創出	●ゆとりある地上広場の設置(昭南通り、明治通り) ●地上地下広場の設置 ●南北地上・地下通路の整備 ●東西地下通路の整備 ☆広場へのエスカレーター・エレベーターの設置 ☆歩行者空間の高質化
環境負荷の低減に配慮した都市環境の創出	☆スマートエネルギー街区の形成(再エネ由来のエネルギー面的利用等) ☆環境との共生に向けた環境負荷の低減や資源の再利用、緑化の推進
魅力あるまちなみの創出	☆建物低層部への賑わい施設配置 ☆沿道の緑化 ●壁面後退による、ゆとりある歩行者環境の形成
円滑で安全な交通環境の創出	☆利用しやすい駐輪場の整備 ☆共同荷捌き駐車場の整備 ☆民間開発に伴う道路等整備(渡辺通りの道路線形改善等)
都心機能の強化	☆業務機能の高度化や商業、文化、情報発信、感染症対策などの機能導入による国際競争力の強化
誰もが安全で安心なまちづくり	☆地震に強い建物整備 ☆防災備蓄倉庫確保、災害時の避難場所提供

5 スケジュール(予定)

令和5年 3月 福祉都市委員会報告	7月 都市計画案の縦覧(法定縦覧)
4月 都市計画原案の縦覧 (縦覧者45名、意見書0通)	(縦覧者22名、意見書0通)
6月 福祉都市委員協議会報告(地区計画・地下鉄施設の変更)	8月 都市計画審議会
	9月 都市計画決定告示

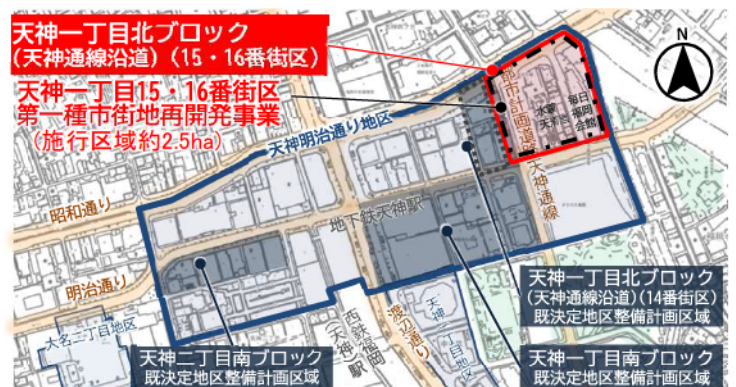
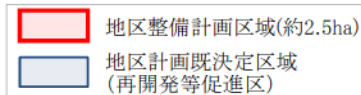
天神明治通り地区(天神一丁目北ブロック(天神通線沿道)(15・16番街区)) 地区計画の変更等について

1 地区計画の変更等の理由

- 天神明治通り地区では、更新期を迎えた建物の機能更新と併せ、地権者が主体となったまちづくりの取り組みを進めており、まちの将来像を示す地区計画(方針)の都市計画決定を行った。
- 当地区では、2019年に再開発準備組合が設立され、複数のビルを1つの共同ビルに建替え、公共施設やオープンスペースを確保する市街地再開発事業を活用することにより、歴史や文化、水辺等貴重な資源を集約し、これを最大限活かした魅力ある空間を生み出すとともに、都市計画道路等の公共施設を整備し、都市機能の強化と魅力向上を図る取り組みの検討を行ってきた。
- 今回、当地区において、地区整備計画(原案)及び市街地再開発事業(原案)について合意形成が図られたことから、地区計画の変更(内容の追加)及び市街地再開発事業に向けた手続きを進めているもの。

2 地区の概要

- 所在地:福岡市中央区天神一丁目の一部
- 区域面積:約2.5ha
- 都市計画等
用途地域:商業地域、防火地域
容積率:600%
建蔽率:80%

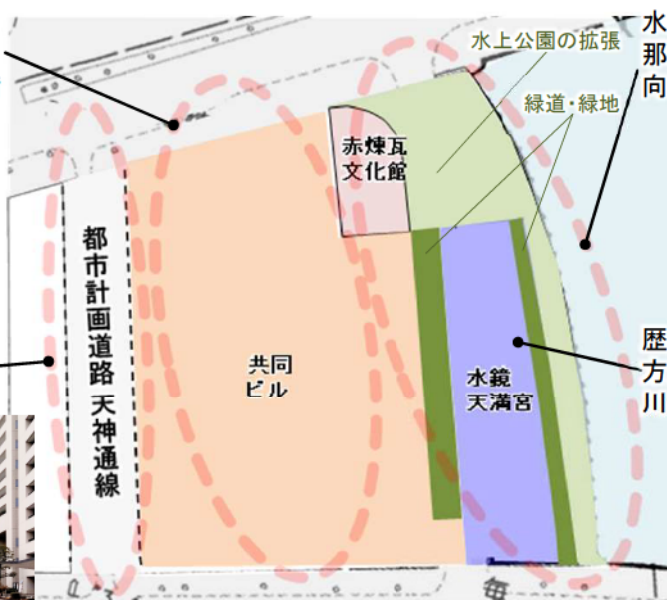


3 まちづくりの基本的な考え方

■まちづくりの方向性

耐震性に優れた福岡トップクラスの
大ロットの共同ビル整備

地区内の未整備の
都市計画道路
天神通線の整備



水鏡天満宮、赤煉瓦文化館、水上公園、
那珂川とが一体となった「那珂川に顔を
向けた緑あふれる水辺空間の創出」



歴史を踏まえ、水鏡天満宮の
方角を変えずに再配置することによる
川との関係性の復活



■方向性実現のための手法

- 今回のまちづくりでは、地区計画により、容積率緩和などのインセンティブを活用した、建物の耐震性の向上や、都心部における貴重なまちづくり資源の活用、緑あふれる水辺空間の創出に向けた公共空間の確保などを誘導するとともに、
- 市街地再開発事業により、県道や神社を再配置し、天神通線の拡幅による交通の円滑化や赤煉瓦文化館と一体となった水上公園の拡張を行ったうえで、地権者が一体となり、共同ビルへの建替えを行う。

■まちづくりの具体的なイメージ

那珂川に顔を向けた緑あふれる水辺空間の創出
(都心の森1万本プロジェクト、リバーフロントNEXT)

青文字：市街地再開発事業によるまちづくり

赤文字：地区計画によるまちづくり

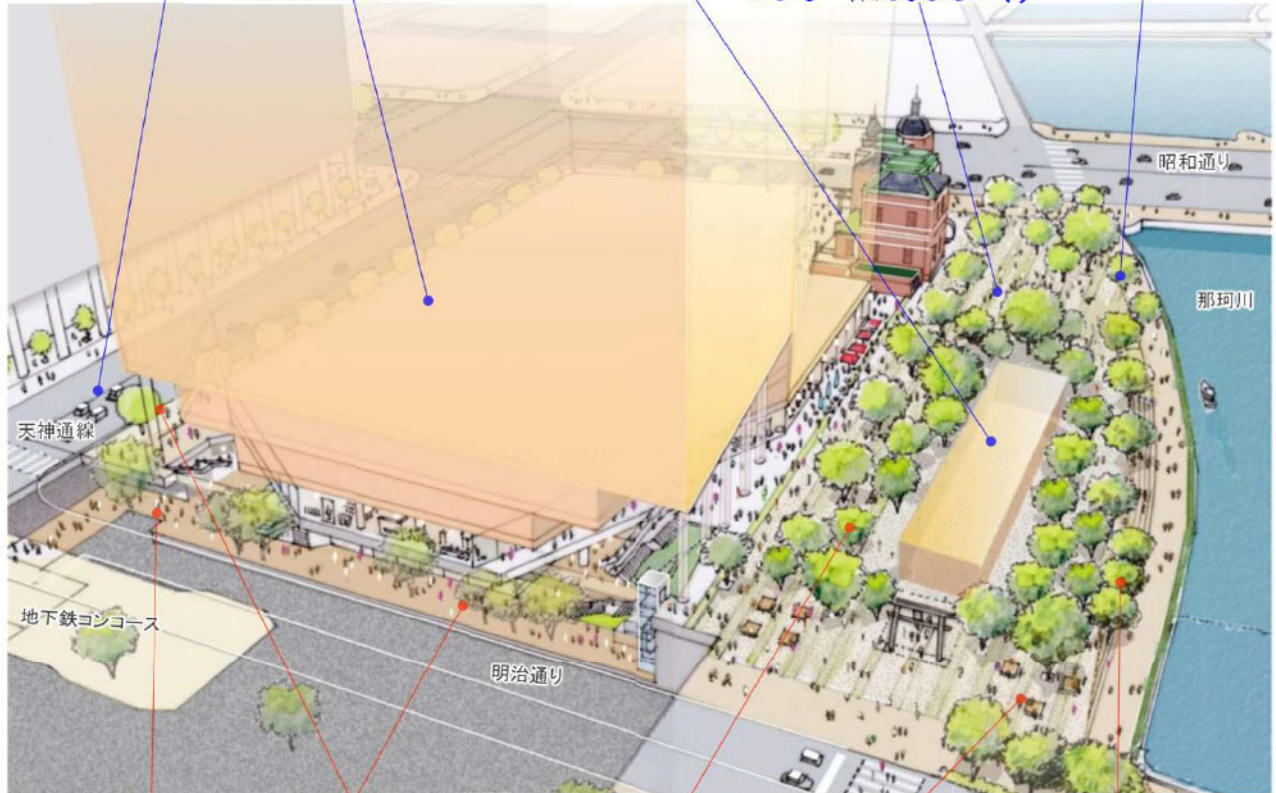
地区内の未整備の
都市計画道路天神通線の整備

歴史を踏まえた水鏡天満宮の
那珂川沿いへの再配置

赤煉瓦文化館と一体と
なった緑あふれる公園

耐震性に優れた
大規模共同複合ビル

街区を分断する県道の再配置
による一体的なまちづくり



明治通り、天神通線沿いの
ゆとりある歩行者空間

那珂川に面した
ゆとりある広場空間

地下街からリバーフロントへと
多くの人をいざなう
地下ネットワークの形成

都市の魅力と水辺、緑、
歴史・文化の空間をつなぐ
快適で質の高い歩行者空間

天神中央公園や須崎公園を
つなぐ緑のネットワーク

4 地区整備計画の概要

■地区整備計画による主なまちづくり取り組みの概要

●必ず実施する項目 (地区整備計画に記載する項目)
☆取組みを誘導する項目 (取組みに応じ容積緩和する項目)

ゆとりある広場空間と
快適な歩行者空間の創出

- 緑道・緑地の整備 ●地上広場の設置(那珂川沿い) ☆水上公園の高質化
- 東西地下通路の整備 ●地上・地下広場の設置
- ☆広場へのエスカレーター・エレベーターの設置 ☆歩行者空間の高質化
- 地上広場の設置(昭和通り)

魅力ある
まちなみの創出

- ☆水辺や歴史、文化等の活用 ☆沿道の緑化
- 壁面後退による、ゆとりある歩行者環境の形成
- ☆建物低層部への賑わい施設配置

環境負荷の低減に
配慮した都市環境の創出

- ☆環境との共生に向けた環境負荷の低減や資源の再利用、緑化の推進

円滑で安全な
交通環境の創出

- ☆民間開発に伴う道路等整備(天神通線の整備等)
- ☆利用しやすい駐輪場の整備

都心機能の強化

- ☆業務機能の高度化や商業、文化、情報発信、感染症対策などの機能導入による国際競争力の強化

誰もが安全で
安心なまちづくり

- ☆地震に強い建物整備 ☆防災備蓄倉庫確保、災害時の避難場所提供

■ 主要な公共施設、地区施設の配置及び規模

	地区整備計画区域（再開発等促進区）	
	主要な公共施設	広場（地上部）〔ケ：約100㎡、サ：約300㎡〕
		広場（地下部）〔コ、シ：約100㎡〕
		緑道（地上部）幅員10m
		歩行者用通路（地下部）幅員4m
	地区施設	広場（地上部）〔ク：約100㎡〕
		緑地（地上部）幅員3m
	壁面の位置の制限	3m
		2m



■ 建築物等に関する事項

【高度利用ゾーン東】

- 用途の制限：
風俗営業施設、ぱちんこ・マージャン、工場用途（小規模なものは除く）、住宅用途（最上階及びその直下階は除く）
- 容積率の最低限度：300%
- 建蔽率の最高限度：80%
- 建築面積の最低限度：200㎡
- 容積率の最高限度（15・16番街区 | 指定容積率600%）：
800%に、まちづくりの取り組みに応じて最大400%を加算し、1,200%（天神ビッグバンボーナス含む）
敷地面積1,000㎡未満の場合（既存建築物の敷地を除く）は、最大1,000%
- 壁面の位置の制限：
敷地境界線から建物の外壁等までの距離の最低限度を設定
- 形態又は意匠の制限：
屋根、外壁等は周辺の環境との調和するよう形態・意匠及び色彩に配慮

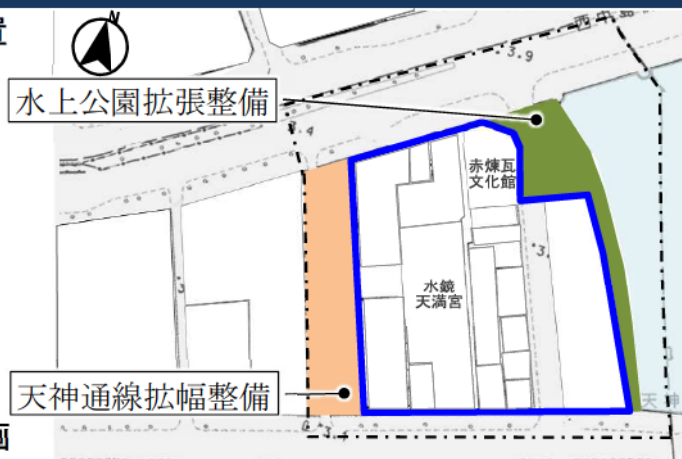
【神社ゾーン】

- 用途の制限：
神社及び神社に附属するもの以外
- 容積率の最低限度：10%
- 建蔽率の最高限度：80%
- 建築面積の最低限度：100㎡
- 高さの最高限度：20m

5 市街地再開発事業の概要

■ 施行区域、公共施設及び建築敷地の配置

	市街地再開発事業区域
	建築敷地
	公共施設（天神通線）
	公共施設（水上公園）



■ 公共施設の規模

- 道路：天神通線の拡幅整備（約800㎡）
- 公園：水上公園の拡張整備（約850㎡）

■ 建築物及び建築敷地の整備に関する計画

- 建築面積（建蔽率）：約7,160㎡（約80%）
- 延べ面積（容積率）：約119,000㎡（約1,200%）
- 建築敷地面積：約8,960㎡
- 主要用途：事務所、文化・交流・ホテル等施設、店舗等

6 スケジュール（予定）

令和5年	3月	福祉都市委員会報告	令和5年	8月	都市計画審議会に付議
	4月	都市計画原案の縦覧 （縦覧者45名、意見書0通）		9月	都市計画決定告示（地区計画）
	6月	福祉都市委員協議会報告		12月	地区整備計画条例化
	7月	都市計画案の縦覧（法定縦覧） （縦覧者22名、意見書0通）	令和6年	1月	都市計画決定告示（市街地再開発事業）
			令和6年度～		事業計画・組合設立認可 （市街地再開発事業）

福岡広域都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画天神明治通り地区地区計画を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考
天神明治通り地区地区計画	福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部	約 17 ha	

（参 考）

総 括 表

区 分	地区計画等箇所数 (箇所)	面 積 (ha)
計画決定済	135	約1472.0
うち 再開発等促進区を含む地区計画	17	約 104.2
うち 集落地区計画	1	約 7.7
今回分	(1)	約(17.0)
うち 再開発等促進区を含む地区計画	(1)	約(17.0)
うち 集落地区計画	—	—
計	135	約1472.0

福岡広域都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画天神明治通り地区地区計画を次のように変更する。

朱書きは追加、変更を示す
黒書きは変更なしを示す

名 称	天神明治通り地区地区計画
位 置	福岡市中央区天神一丁目及び天神二丁目の各一部
面 積	約 17ha
地区計画の目標	<p>当地区は福岡を代表する業務・商業地区であり、地下鉄天神駅や天神地下街に隣接するとともに、明治通り、昭和通り、渡辺通りに面し、地下と地上において多くの人々が行き交う地区である。</p> <p>国際的な都市間競争の激化や建築物の機能更新期を迎える中で、当地区では、計画的な機能更新と併せた中枢業務機能の強化や商業等多様な機能の導入、公共交通機関の乗換えや回遊等の歩行者ネットワークの強化、明治通りにおける風格ある景観形成等が課題となっている。</p> <p>このため、九州・アジア新時代の交流拠点といった都市像や、環境、魅力、安全安心、共働など、今後求められる都市づくりの視点を踏まえ、都市機能の強化及び、魅力ある質の高い市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>1 都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、土地利用の方針を以下のよう に定める。</p> <p>〈基本方針（共通項目）〉</p> <p>① 業務機能の高度化に加え、地上低層部から地下レベルを中心に「街の共用部」として集客、交流、創造機能の導入を図る。</p> <p>② 地上・地下の快適な歩行者空間の創出などとあわせて、土地の有効・高度利用を促進し、活力とにぎわいのある都心空間と魅力ある市街地環境の形成を図る。</p> <p>●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）</p> <p>③当地区は、明治通りに面して東西方向に長い街区形状であるため、駐車場計画にあたっては、駐車場の集約化及び出入口の集約化、共有車路の整備・運用などにより明治通り側の駐車場出入口を最低限とするとともに、公共交通利用の促進を図るなど、交通対策に取り組む。</p> <p>●天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）</p> <p>【高度利用ゾーン（西・東）】</p> <p>④土地の有効・高度利用を図り、商業・業務等の都市機能を誘導する。</p> <p>【神社ゾーン】</p> <p>⑤市民の憩いの空間となる緑豊かな神社空間の形成を図る。</p> <p>【公共施設ゾーン】</p> <p>⑥川沿いの立地を活かし、重要文化財や公園が一体となった緑豊かな水辺空間の形成を図る。</p>
土地利用の方針	

区域の整備・開発及び保全に関する方針	都市基盤施設及び地区施設の整備の方針	<p>2 明治通りを骨格とし、東西の歩行者ネットワークとともに北天神・南天神への連絡強化を意識した歩行者の回遊性の向上を図るため、都市基盤施設及び地区施設の整備方針を以下のように定める。</p> <p>〈基本方針（共通項目）〉</p> <p>①地上・地下の敷地内歩行者用通路等の整備を誘導するとともに、主要な歩行者動線の結節点において、バリアフリー化された地上・地下を結ぶ縦動線や広場の整備を誘導する。</p> <p>●天神一丁目南ブロック</p> <p>②地下鉄天神駅及び天神地下街と市役所前地下広場を結ぶ歩行者用通路を整備するとともに、地下鉄天神駅、天神地下街及び地下通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）</p> <p>③地下鉄天神駅から天神西通り方面へのバリアフリー化された地下歩行者用通路を整備するとともに、地下鉄天神駅、地下歩行者用通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>④明治通りと市道天神23号線を結ぶ歩行者用通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り明治通りと南北の連絡強化に努める。</p> <p>●天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）</p> <p>⑤都市計画道路天神通線と一体となった歩行者用通路を整備し、沿道の回遊性の向上に努めるとともに、地下鉄天神駅に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>⑥市道天神7号線と都市計画道路天神通線を結ぶ歩行者用通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り東西の連絡強化に努める。</p> <p>⑦にぎわいと憩いの空間を創出するため、都市計画道路天神通線と昭和通りの交差部に面して広場を整備する。</p> <p>⑧地下鉄天神駅から那珂川方面へのバリアフリー化された地下歩行者用通路を整備するとともに、地下鉄天神駅、地下歩行者用通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>⑨明治通りと昭和通りを結ぶ緑道を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り、南北の連携強化及びにぎわいと憩いのある豊かな都市空間の形成に努める。</p> <p>⑩那珂川沿いに緑地を整備し、緑豊かな河川沿いの空間の形成に努める。</p> <p>●天神二丁目北ブロック</p> <p>⑪地下鉄天神駅及び天神地下街から天神西通り及び昭和通り方面へのバリアフリー化された地下歩行者用通路を整備するとともに地下鉄天神駅と天神地下街の交差部、地下歩行者用通路に接続する広場並びに地下部から地上部への出入口の確保を行う。</p> <p>⑫明治通りと昭和通りを結ぶ歩行者用通路を整備し、歩行者の回遊性の向上を図り南北の連絡強化に努める。</p> <p>⑬にぎわいと憩いの空間を創出するため、渡辺通りと昭和通りの交差部に面して広場を整備するとともに、明治通りと昭和通りに面して、緑など魅力あふれるゆとりある広場を整備する。</p>
--------------------	--------------------	--

〈誘導方針（努力項目）〉

⑭明治通りにおいては、わかりやすく、歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、快適で高質な歩行者空間の創出を図る。

●天神一丁目南ブロック

⑮因幡町通り（市道天神3号線）においては、渡辺通りを補完して天神を南北につなぐ魅力ある歩行者回遊動線となるよう、にぎわいと憩いの空間の創出や沿道の緑化等に努める。

⑯街区外周の道路においては、快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、にぎわいのある歩行者空間の創出や緑化等に努める。

⑰地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、多様な交流の場となるよう、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。

●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）

⑱地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、多様な交流の場となるよう、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。

●天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）

⑲街区外周の道路においては、快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、にぎわいのある歩行者空間の創出や緑化等に努める。

⑳地下鉄天神駅や歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。

㉑那珂川沿いの水上公園においては、建物の機能更新とあわせて、緑豊かな水辺の遊歩道や、憩いとふれあいのある親水空間の創出に努める。

●天神二丁目北ブロック

㉒街区外周の道路においては、快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、建築物の機能更新とあわせて、にぎわいのある歩行者空間の創出や緑化等に努める。

㉓地下歩行者用通路においては、にぎわいのある歩行者空間の創出に努める。

㉔地下鉄天神駅や天神地下街、歩行者用通路等と連絡する地下部において、来街者を迎え、多様な交流の場となるよう、にぎわいと風格のある歩行者空間の創出に努める。

3 良好な市街地環境の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。

〈基本方針（共通項目）〉

- ① 当地区にふさわしい業務・商業等の機能の集積と、建物低層部への歩行者空間に面したにぎわいの創出を図るため、必要に応じて「建築物等の用途の制限」を定める。
- ② 土地の健全かつ合理的な高度利用を通じて魅力ある市街地環境の形成を図るため、必要に応じて「建築物の容積率の最高限度」を定める。
- ③ 歩行者及び自転車の安全で快適な空間を確保するため、必要に応じて「壁面の位置の制限」を定める。
- ④ にぎわいのある街並みの形成を図るため、必要に応じて「建築物等の形態又は意匠の制限」「壁面の位置の制限」等を定める。特に明治通り沿道は、壁面が連続した景観の形成を図るとともに、魅力的な歩行者空間と風格のある都市景観を形成する建物デザインとする。

●天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）

- ⑤ 土地の健全な高度利用を図るため、必要に応じて「建築物の容積率の最低限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の建築面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」及び「建築物等の高さの最高限度」を定める。

〈誘導方針（努力項目）〉

- ⑥ 交通環境の改善を図るため、利用しやすい駐輪場の整備に努めるとともに、駐車場の出入口を周辺の交通環境や歩行者の安全に配慮した配置とし、集約化（車路共用化、地下接続等）に努める。
- ⑦ 環境との共生を図るため、環境負荷の低減や資源の再利用、緑化をはじめとする自然的環境の創出等に努める。
- ⑧ 安全・安心の向上を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた整備や、耐震性の向上をはじめとした防災性及び防犯性の向上に努める。

●天神一丁目南ブロック

- ⑨ 「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化、情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑩ バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保など、交通環境の改善に努める。
- ⑪ 魅力ある街並みを創出するよう、建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ⑫ 健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。

●天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）

- ⑬ 「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化、情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑭ バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保など、交通環境の改善に努める。
- ⑮ 魅力ある街並みを創出するよう、建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ⑯ 健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。
- ⑰ この地区計画の告示があった日において敷地内に現存する地下鉄換気塔については、建築物の建て替え後、壁面後退区域を除く建築物の敷地において機能確保を図る。

区域の整備・開発及び保全に関する方針

建築物等の整備の方針

●天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）

【高度利用ゾーン（西・東）】

- ⑱「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化・情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ⑲バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保、建築物の機能更新と併せた道路等整備、多層階での敷地内歩行者結節動線の設置など、交通環境の改善に努める。
- ⑳魅力ある街並みを創出するよう建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ㉑健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。
- ㉒市道天神9号線東側に隣接の敷地に現存する地下鉄換気塔については、当街区敷地の壁面後退区域を除く建築物の敷地において機能確保を図る。

●天神二丁目北ブロック

- ㉓「街の共用部」などにおいて、都心機能を強化し、国際競争力を高めるため、アジアビジネス、創業支援、文化・情報発信、観光などの機能の導入に努める。
- ㉔バスベいの確保やバス停周辺の滞留空間の確保、利用しやすい共同荷捌き駐車場や駐輪場の確保、建築物の機能更新と併せた道路等整備など、交通環境の改善に努める。
- ㉕魅力ある街並みを創出するよう建築物の地上2階から3階の間の分節化や低層部の可視化、高質で洗練された広告物・サインの表示、沿道緑化など、周辺環境と調和した良好な沿道景観等の形成に努める。
- ㉖健全な土地の有効・高度利用を図るため、敷地の共同化に努める。
- ㉗この地区計画の告示があった日において敷地内に現存する地下鉄換気塔については、建築物の建て替え後、壁面後退区域を除く建築物の敷地において機能確保を図る。

〈許可方針（選択項目）〉

●天神一丁目南ブロック、天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）

天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）、天神二丁目北ブロック

- ㉘良好なまちなみ及び魅力ある市街地環境を形成するため、必要に応じて「壁面の位置の制限」等を定め、特定行政庁の許可により当地区にふさわしい道路斜線制限及び隣地斜線制限の運用を図る。

その他当該区域の整備及び開発に関する方針

- 4 地区の個性を創出するため、那珂川沿いにおける水辺の魅力を活かした環境形成や、天神交差点における街の個性を創出する建物コーナー部のデザインの工夫等により、地区のランドマークの形成に努める。

再開発等促進区

約 10.2ha

主要な公共施設の配置及び規模

名 称	面 積	摘 要	
		種 別	備 考
広場Q	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む (ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)
広場R	約100㎡	地下部	
広場S	約100㎡	地上部	地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む (ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)
広場T	約100㎡	地下部	
広場V	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む (ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)
広場W	約100㎡	地下部	

主要な公共施設の 配置及び規模	広場	名 称	面 積		摘 要		
		広場X	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅と天神地下街の交差点に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
		広場Y	約100㎡	地下部			
		広場Z	約100㎡	地上部	地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
		広場ア	約100㎡	地下部			
		広場イ	約500㎡	地上部	地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
		広場ウ	約100㎡	地下部			
		広場ケ	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
		広場コ	約100㎡	地下部			
		広場サ	約300㎡	地上部	地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
		広場シ	約100㎡	地下部			
	その他の 公共空地	名 称	幅員	延長	摘 要		
		歩行者用通路A	6m	約120m	地下部(地下鉄天神駅等とバリアフリー接続)		
歩行者用通路B		4m	約150m	地下部 (この地区計画の告示があった日に地下鉄天神駅の出入口を有する敷地においては、当該通路を地下鉄天神駅に接続させるとともに、地下鉄天神駅の出入口機能を確保する)			
歩行者用通路C		2m	約100m	地上部			
歩行者用通路D		4m	約240m	地下部 (この地区計画の告示があった日に地下鉄天神駅の出入口を有する敷地においては、当該通路を地下鉄天神駅に接続させるとともに、地下鉄天神駅の出入口機能を確保する)			
歩行者用通路E		4m	約25m				
歩行者用通路F		4m	約40m	地下部			
緑道A		10m	約75m	地上部			

再開発等促進区								
天神一丁目南ブロック								
地区 整備 計画	面 積	約 3.1ha						
	地区施設の 配置及び規模	広場	名 称	面 積	摘 要			
			広場A	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅、天神地下街及び地下通路に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。(ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)		
			広場B	約100㎡	地上部			
広場C	約100㎡	地上部						

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積	摘要		
			広場D	約100㎡	地上部	地下鉄天神駅、天神地下街及び地下通路に接続する地下部から地上部への階段等の出入口施設を含む。 (ただし、広場の面積には、出入口施設の面積を算入しないものとする。)	
			広場E	約100㎡	地上部		
			広場F	約100㎡	地上部		
			広場G	約100㎡	地上部		
			広場H	約100㎡	地上部		
			広場I	約100㎡	地下部		
			広場J	約100㎡	地下部		
			広場K	約100㎡	地下部		
			広場L	約100㎡	地下部		
			広場M	約100㎡	地下部		
			広場N	約100㎡	地下部		
			広場O	約100㎡	地下部		
			広場P	約100㎡	地下部		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	その他の公共空地	名称	幅員		延長
歩行者用通路1号				3m	約75m	地下部	天神地下街とバリアフリー接続
歩行者用通路2号				3m	約60m	地下部	
<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 3 建築基準法別表第2(ハ)項第2号に掲げる工場 4 建築基準法別表第2(ト)項第3号に掲げる工場 <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>							

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率の最高限度は、10分の90とする。</p> <p>2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針（努力項目）に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35（因幡町通り（市道天神3号線）に面する街区において、地下鉄天神駅、天神地下街、及び市道天神2号線・市道天神3号線の地下通路から地上部に至る出入口を確保する建築物のうち、主要な公共施設の整備等に寄与する建築物の容積率の最高限度については、さらに10分の15を加えた数値とする。）を前項に掲げる数値に加えた数値とする。</p> <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。（この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。）</p>
		壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O及びPの区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。</p> <p>ただし、当該広場の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが地上部にあつては5m、地下部にあつては2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 市道天神2号線、市道天神3号線、市道天神5号線、市道天神10号線、都市計画道路千代大手門線及び都市計画道路天神通線との境界線（計画線を含む。）から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

天神二丁目南ブロック（明治通り沿道）							
面積		約 1.1ha					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
			歩行者用通路3号	3m	約40m	地上部	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物</p> <p>2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2（イ）項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物</p> <p>3 建築基準法別表第2（ハ）項第2号に掲げる工場</p> <p>4 建築基準法別表第2（ト）項第3号に掲げる工場</p> <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>				

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	<p>1 建築物の容積率の最高限度は、10分の90とする。</p> <p>2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針（努力項目）に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35（天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。）を前項に掲げる数値に加えた数値とする。</p> <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。（この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。）</p>
		壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場Q、R、S及びTの区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。 ただし、当該広場の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、4m、2m又は1mとする。 ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

天神一丁目北ブロック（天神通線沿道）

面積		約 3.1 ha					
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	広場	名称	面積		摘要	
			広場U	約100㎡		地上部	
			広場ク	約100㎡		地上部	
		その他の公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
			歩行者用通路4号	3m	約45m	地上部	
			名称	幅員	面積	摘要	
		緑地A	3m	約250㎡	地上部		
地区の区分	名称	14番街区		15・16番街区			
	面積	高度利用ゾーン西 約 0.6 ha		高度利用ゾーン東 約 1.4 ha			
			神社ゾーン	公共施設ゾーン 約 0.8 ha			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 2 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 3 建築基準法別表第2(ヘ)項第2号に掲げる工場 4 建築基準法別表第2(ト)項第3号に掲げる工場 <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 神社 2 前号の建築物に附属するもの 	—	
		建築物の容積率の最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の容積率の最高限度は、10分の85とする。 2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針(努力項目)に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35(天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。)を前項に掲げる数値に加えた数値とする。 <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。(この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の容積率の最高限度は、10分の80とする。 2 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針(努力項目)に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35(天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。)を前項に掲げる数値に加えた数値とする。 <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。(この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p>	10分の60	—
		建築物の最低容積率	—	10分の30	10分の1	—

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の 建蔽率の 最高限度	—	10分の8		—	
		建築物の建築面積の 最低限度	—	200㎡	100㎡	—	
		壁面の位置の 制限	<p>1 計画図に示す広場U、V、W、ク、ケ、コ、サ及びシ、歩行者用通路4号、F、緑道A、緑地Aの区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへい（広場サ及び緑地Aにあつては、神社に関する工作物等を除く）を建築してはならない。</p> <p>ただし、当該広場、歩行者用通路又は緑道の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが地上部にあつては10m（広場U、V、サ及び歩行者用通路4号並びに緑道A）又は5m（広場ク及びケ）、地下部にあつては2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、8m（地盤面からの高さが10mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等にあつては2m）、3m又は2mとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>				—
		建築物等の 高さの最高限度	—	—	20m		—
		建築物等の 形態又は 意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>				—

天神二丁目北ブロック						
面積		約 2.9ha				
地区施設の 配置及び規模	広場	名称	面積		摘要	
		広場エ	約 500㎡		地上部	
		広場オ	約 100㎡		地上部	
		広場カ	約 100㎡		地下部	
		広場キ	約 100㎡		地上部	
	その他の 公共空地	名称	幅員	延長	摘要	
		歩行者用通路 5号	4m	約 35m	地上部	
地区の 区分	名称	12・13番街区			14番街区	
	面積	約 1.5ha			約 1.4ha	
地区 整備 計画	建築物等の用途 の制限	<p>建築をしてはならない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる用途に供する建築物 建築物の最上階及びその直下階以外の部分を建築基準法別表第2(イ)項第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物 建築基準法別表第2(ハ)項第2号に掲げる工場 建築基準法別表第2(ト)項第3号に掲げる工場 <p>なお、建築物の低層部には、都心部の機能強化に資する集客・交流・創造等の機能を担い、沿道のにぎわい創出に資する用途の導入に努めるものとする。</p>				
	建築物の 容積率の 最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の容積率の最高限度は、10分の95とする。 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針(努力項目)に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の40(天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。)を前項に掲げる数値に加えた数値とする。 <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。(この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 建築物の容積率の最高限度は、10分の90とする。 地区計画の区域の整備・開発及び保全に関する方針の誘導方針(努力項目)に該当する整備を行う建築物で、かつ、都心部の機能強化と魅力づくりに資する建築物の容積率の最高限度については、最大で10分の35(天神ビッグバンボーナス認定を受けた建築物については、さらに10分の5を加えた数値とする。)を前項に掲げる数値に加えた数値とする。 <p>ただし、敷地面積が1000㎡未満の建築物にあっては、建築物の容積率の最高限度は10分の100とする。(この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている1000㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p>			

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>1 計画図に示す広場X、Y、Z、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキ並びに歩行者用通路D、E及び5号の区域には、建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいを建築してはならない。</p> <p>ただし、当該広場又は歩行者用通路の床面（屋外の1階部分に設置されるものにあつては、地盤面）からの高さが地上部にあつては10m（広場イ及びエ）又は5m（広場X、Z、オ及びキ並びに歩行者用通路5号）、地下部にあつては2.5mを超える建築物の部分及びこれを支える柱で広場の利用上又は歩行者の通行上支障がないもの並びに階段等については、この限りではない。</p> <p>2 計画図に示す位置においては、敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は建築物に付属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は、2mとする。</p> <p>ただし、歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分で、歩行者の利便に供するものはこの限りではない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>都心にふさわしい良好な都市景観の形成を図るため、建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、周辺の環境と調和するよう、形態、意匠及び色彩に配慮するものとする。</p>

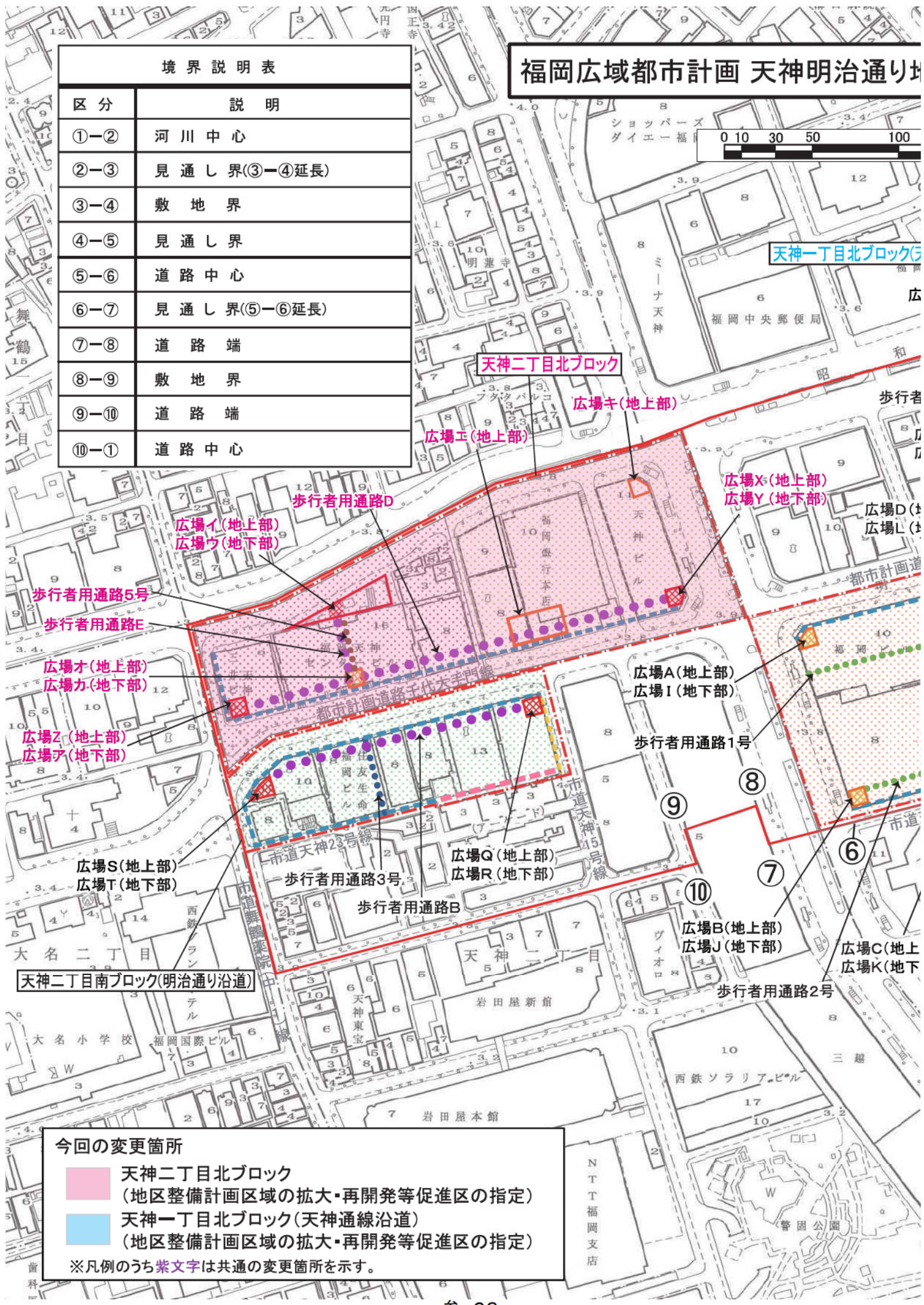
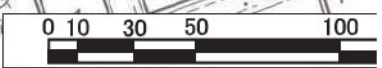
「地区計画、再開発等促進区及び地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び規模、地区施設の配置及び規模、並びに壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、福岡を代表する業務・商業地区であり、国際的な都市間競争の激化や建築物の更新期を迎える中で、業務機能の強化や多様な機能の導入、歩行者ネットワークの強化、風格ある景観形成等が課題となっている。このたび、都心部の都市機能の強化や魅力あるまちづくりを推進するため、本案のとおり変更する。

福岡広域都市計画 天神明治通り地

区分	説明
①-②	河川中心
②-③	見通し界(③-④延長)
③-④	敷地界
④-⑤	見通し界
⑤-⑥	道路中心
⑥-⑦	見通し界(⑤-⑥延長)
⑦-⑧	道路端
⑧-⑨	敷地界
⑨-⑩	道路端
⑩-①	道路中心



天神二丁目南ブロック(明治通り沿道)

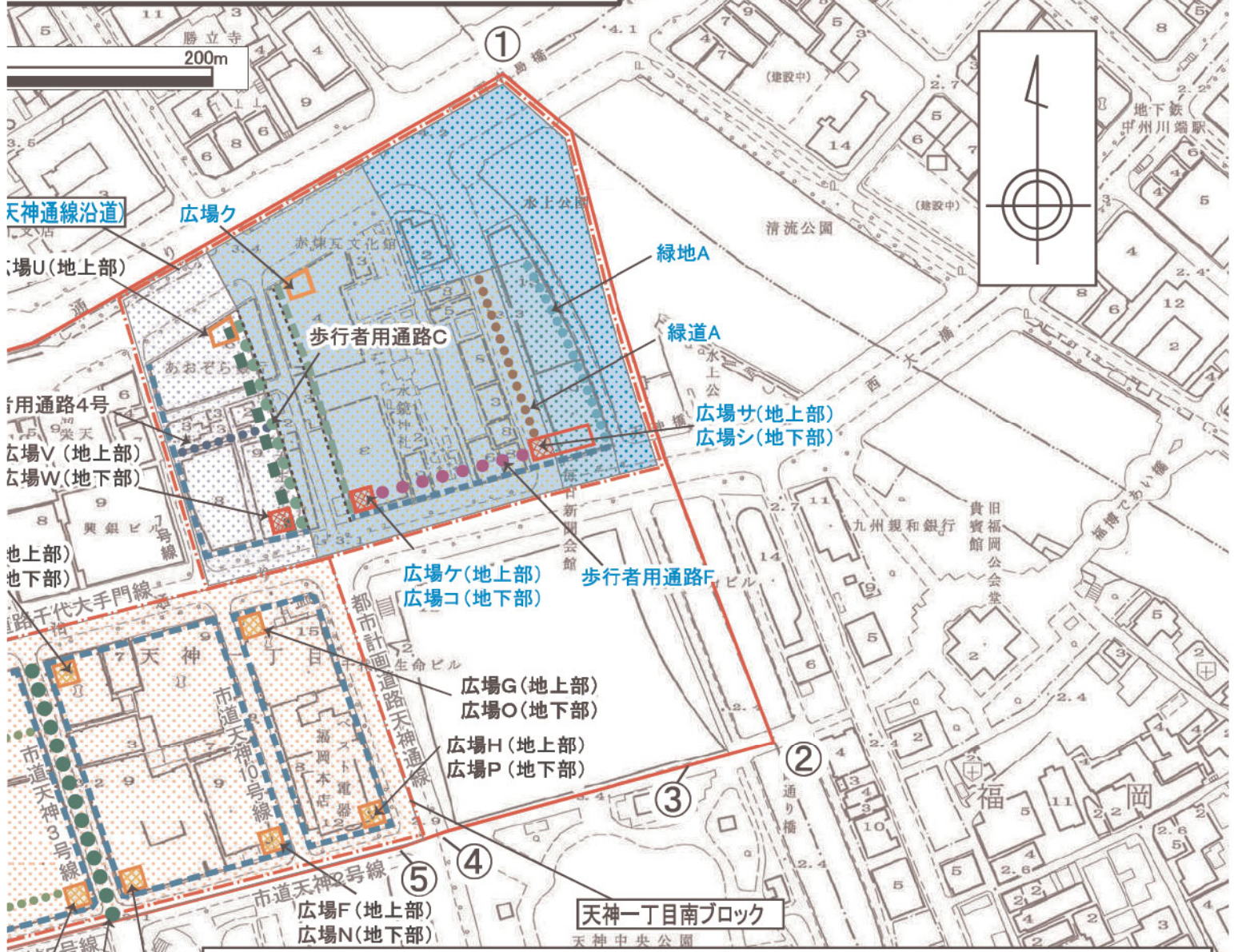
今回の変更箇所

- 天神二丁目北ブロック
(地区整備計画区域の拡大・再開発等促進区の指定)
- 天神一丁目北ブロック(天神通線沿道)
(地区整備計画区域の拡大・再開発等促進区の指定)

※凡例のうち紫文字は共通の変更箇所を示す。

也区地区計画 計画図

S=1:2,500



※壁面の位置の制限(3m、2m、1m)部分については、歩道状空地としての活用を基本とする

福岡広域都市計画都市高速鉄道の変更（福岡市決定）

福岡広域都市計画都市高速鉄道中、福岡都市高速鉄道1号線を次のように変更する。

1. 線路部分

注) 朱書き・下線は新, () は旧を示す

名称	位置			区域	構造		備考
	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	
福岡都市高速鉄道1号線	福岡市西区 姪の浜五丁目	福岡市博多区 空港前三丁目	福岡市早良区 西新三丁目	約 13,440m			線路線数 2
			福岡市中央区 天神二丁目				
			福岡市博多区 御供所町				
			福岡市博多区 博多駅中央街				
			福岡市博多区 東比恵二丁目				
内 訳	福岡市西区 姪の浜五丁目	福岡市西区 姪の浜一丁目	福岡市西区 姪の浜四丁目	約 530m	高上式		
	福岡市西区 姪の浜一丁目	福岡市博多区 空港前三丁目	福岡市早良区 西新三丁目	約 12,550m	地下式		
			福岡市中央区 天神二丁目				
福岡市博多区 御供所町							
福岡市博多区 博多駅中央街							
			福岡市博多区 東比恵二丁目				
				約 360m	地表式		

2. 主要施設

注) 朱書き・下線は新, () は旧を示す

名称		位置	区域	備考
路線名	施設名			
福岡都市 高速鉄道 1号線	姪浜駅	福岡市西 区姪の浜四丁目	約 7,100 m ²	
	室見駅	福岡市早良区室見一丁目	約 4,100 m ²	
	藤崎駅	福岡市早良区百道二丁目	約 4,600 m ²	
	西新駅	福岡市早良区西新三丁目	約 6,900 m ²	
	唐人町駅	福岡市中央区唐人町一丁目	約 4,600 m ²	
	大濠公園駅	福岡市中央区大手門一丁目	約 5,900 m ²	
	赤坂駅	福岡市中央区赤坂一丁目	約 6,000 m ²	
	天神駅	福岡市中央区天神二丁目	<u>約 10,400 m²</u> (約 10,500 m ²)	
	中洲川端駅	福岡市博多区上川端町	約 10,700 m ²	
	祇園駅	福岡市博多区御供所町	約 5,100 m ²	
	博多駅	福岡市博多区博多駅中央街	約 21,900 m ²	
	東比恵駅	福岡市博多区東比恵二丁目	約 3,400 m ²	
	福岡空港駅	福岡市博多区大字下臼井	約 3,300 m ²	
	姪浜検車場	福岡市西 区下山門四丁目	約 94,000 m ²	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

天神駅周辺における再開発計画に鑑み、福岡都市高速鉄道1号線を、本案のとおり変更するものである。

福岡広域都市計画都市高速鉄道（福岡都市高）



天神駅

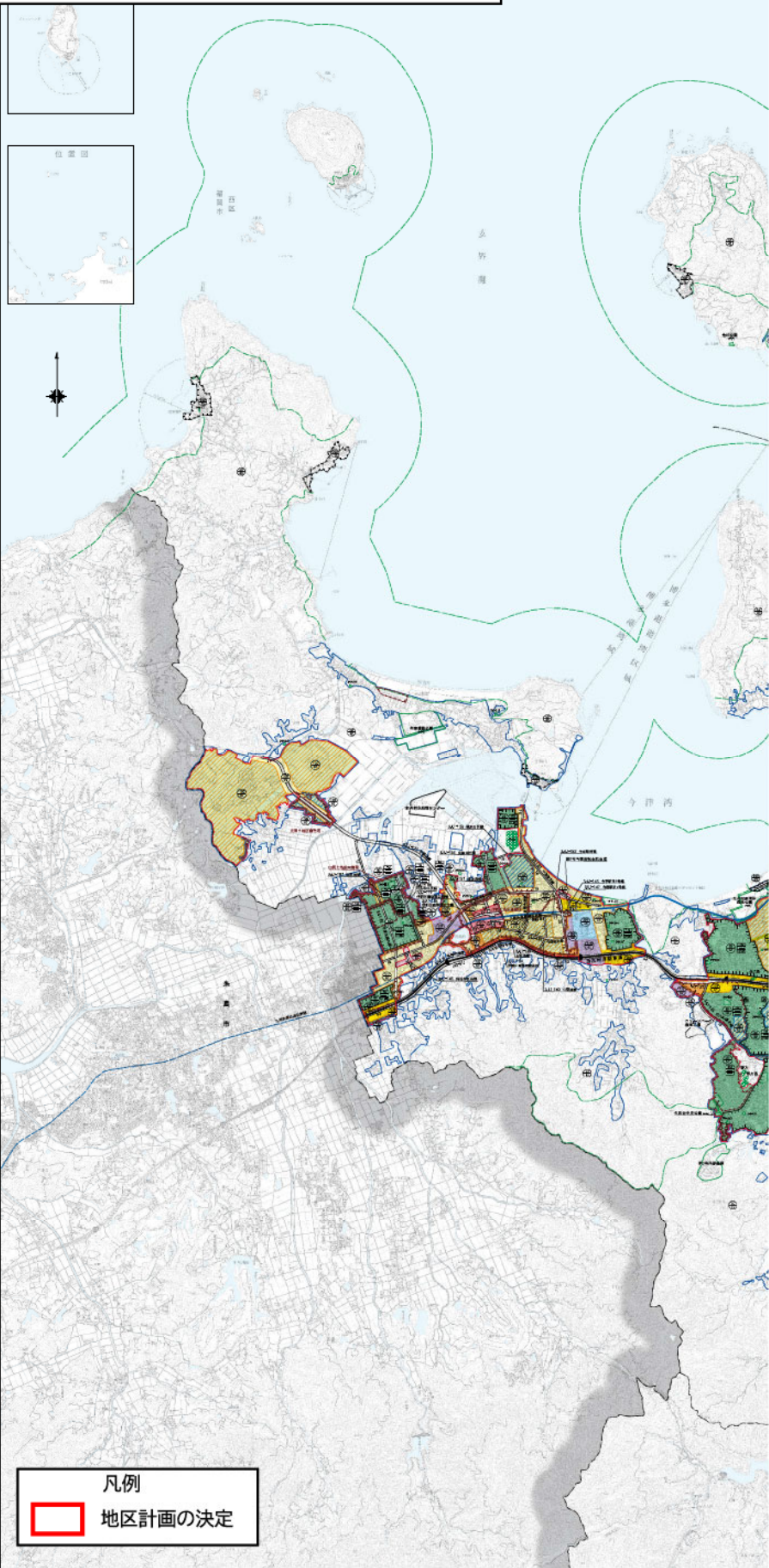
1出入口

換気塔A

4出入口

福岡広域都市計画地区計画の決定（市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄 道
	自然公園区域
	市 郡 界
	区 町 村 界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) 注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



凡例
 地区計画の決定

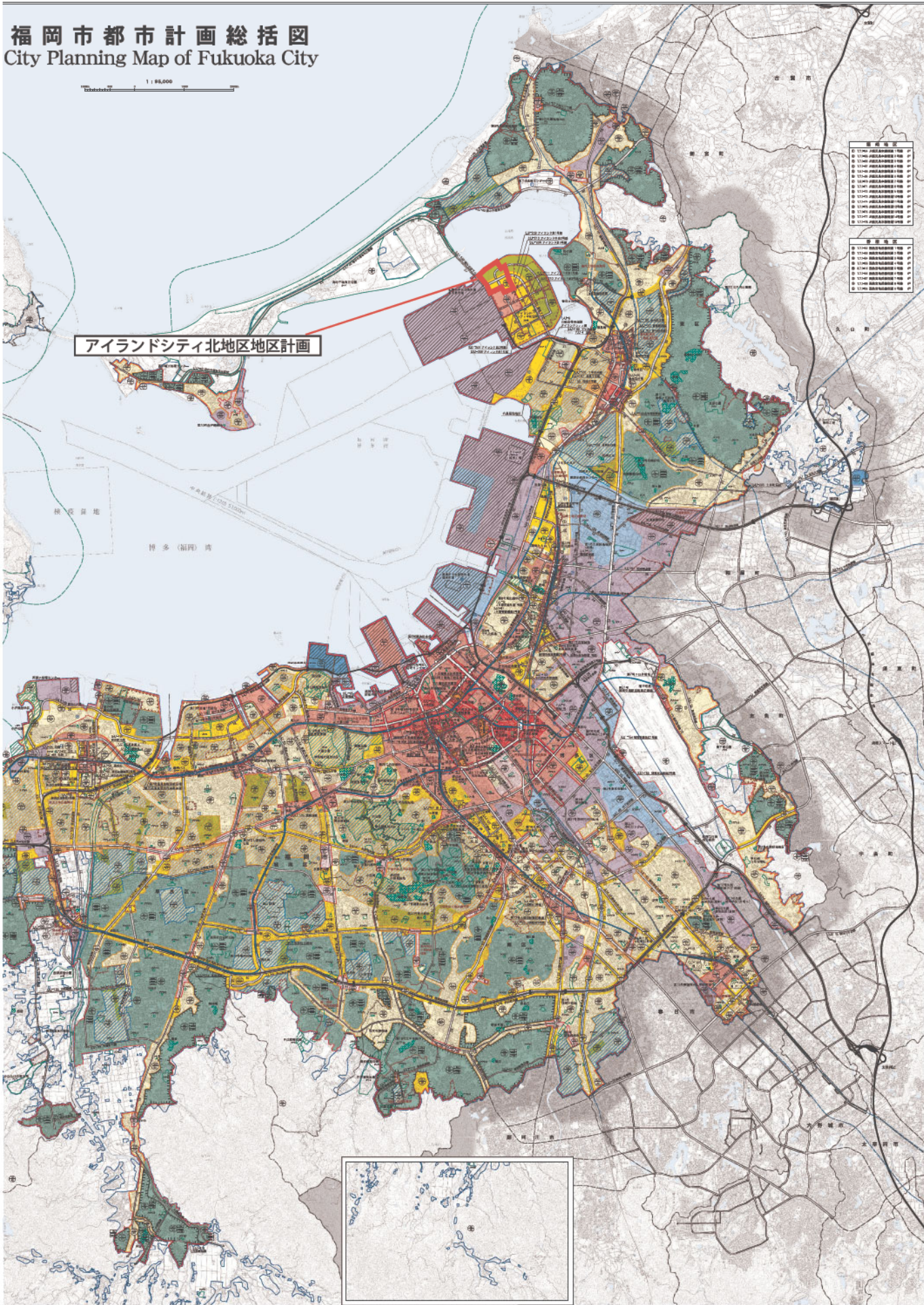
福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 85,000

都市地区	
12-1	第一種市街地地区
12-2	第二種市街地地区
12-3	第三種市街地地区
12-4	第四種市街地地区
12-5	第五種市街地地区
12-6	第六種市街地地区
12-7	第七種市街地地区
12-8	第八種市街地地区
12-9	第九種市街地地区
12-10	第十種市街地地区
12-11	第十一種市街地地区
12-12	第十二種市街地地区
12-13	第十三種市街地地区
12-14	第十四種市街地地区
12-15	第十五種市街地地区
12-16	第十六種市街地地区
12-17	第十七種市街地地区
12-18	第十八種市街地地区
12-19	第十九種市街地地区
12-20	第二十種市街地地区

都市地区	
12-21	第二十一種市街地地区
12-22	第二十二種市街地地区
12-23	第二十三種市街地地区
12-24	第二十四種市街地地区
12-25	第二十五種市街地地区
12-26	第二十六種市街地地区
12-27	第二十七種市街地地区
12-28	第二十八種市街地地区
12-29	第二十九種市街地地区
12-30	第三十種市街地地区
12-31	第三十一種市街地地区
12-32	第三十二種市街地地区
12-33	第三十三種市街地地区
12-34	第三十四種市街地地区
12-35	第三十五種市街地地区
12-36	第三十六種市街地地区
12-37	第三十七種市街地地区
12-38	第三十八種市街地地区
12-39	第三十九種市街地地区
12-40	第四十種市街地地区

アイランドシティ北地区地区計画



※本図は、令和5年4月現在の都市計画の概略を示したものです。
 建設中開発中の際には、別途地域都市計画図について必ずご確認ください。

アイランドシティ北地区地区計画の決定(市決定)について

1 地区計画の策定の理由について

- アイランドシティは、都市計画マスタープラン（平成26年5月策定）において、都市の成長を推進する「活力創造拠点」に位置付けられ、環境と共生した快適な居住環境の整備や新しい産業の集積拠点を形成する先進的な都市づくりが進められている。
- また、当地区はアイランドシティ事業計画（平成21年12月策定）において住宅ゾーン、複合・交流ゾーン及び新産業・研究開発ゾーンに位置しており、周辺環境に配慮した住宅街区の形成や、健康・医療・福祉関連機能や教育・人材育成機能等を誘導した複合的な交流空間の形成を図るとともに、公共空間と調和した緑豊かなオープンスペースの確保やゆとりあるまちなみの形成及び保全を図るため、地区計画の決定に向けた手続きを進めるもの。



▲都市計画マスタープラン上の位置づけ

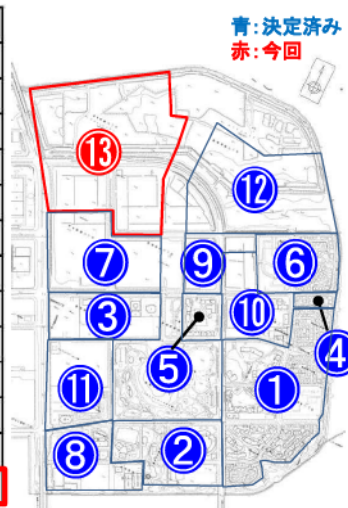


▲アイランドシティ事業計画上の位置づけ

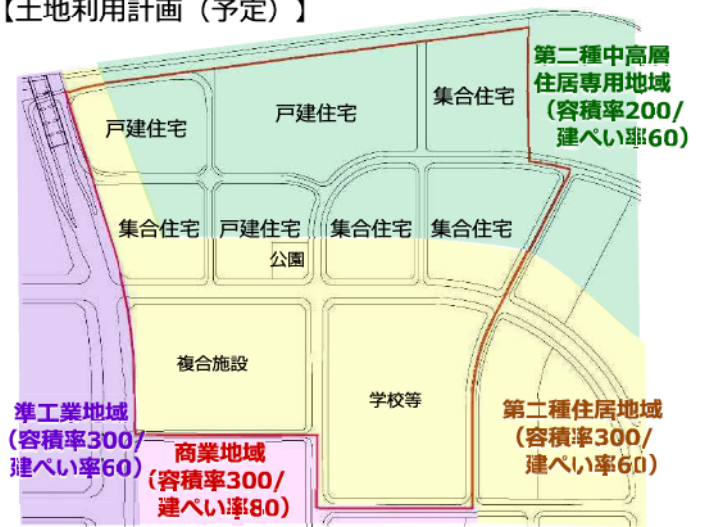
2 地区の概要

【地区計画】

地区計画名称
① アイランドシティ照葉住宅地区
② 香椎照葉三丁目東地区
③ アイランドシティセンター地区
④ 香椎照葉二丁目北地区
⑤ 香椎照葉四丁目東地区
⑥ 香椎照葉北エリア戸建住宅地区
⑦ アイランドシティセンター北地区
⑧ 香椎照葉三丁目西地区
⑨ 香椎照葉六、七丁目集合住宅地区
⑩ 香椎照葉二、七丁目地区
⑪ 香椎照葉五丁目地区
⑫ 香椎照葉六、七丁目東地区
⑬ アイランドシティ北地区



【土地利用計画（予定）】



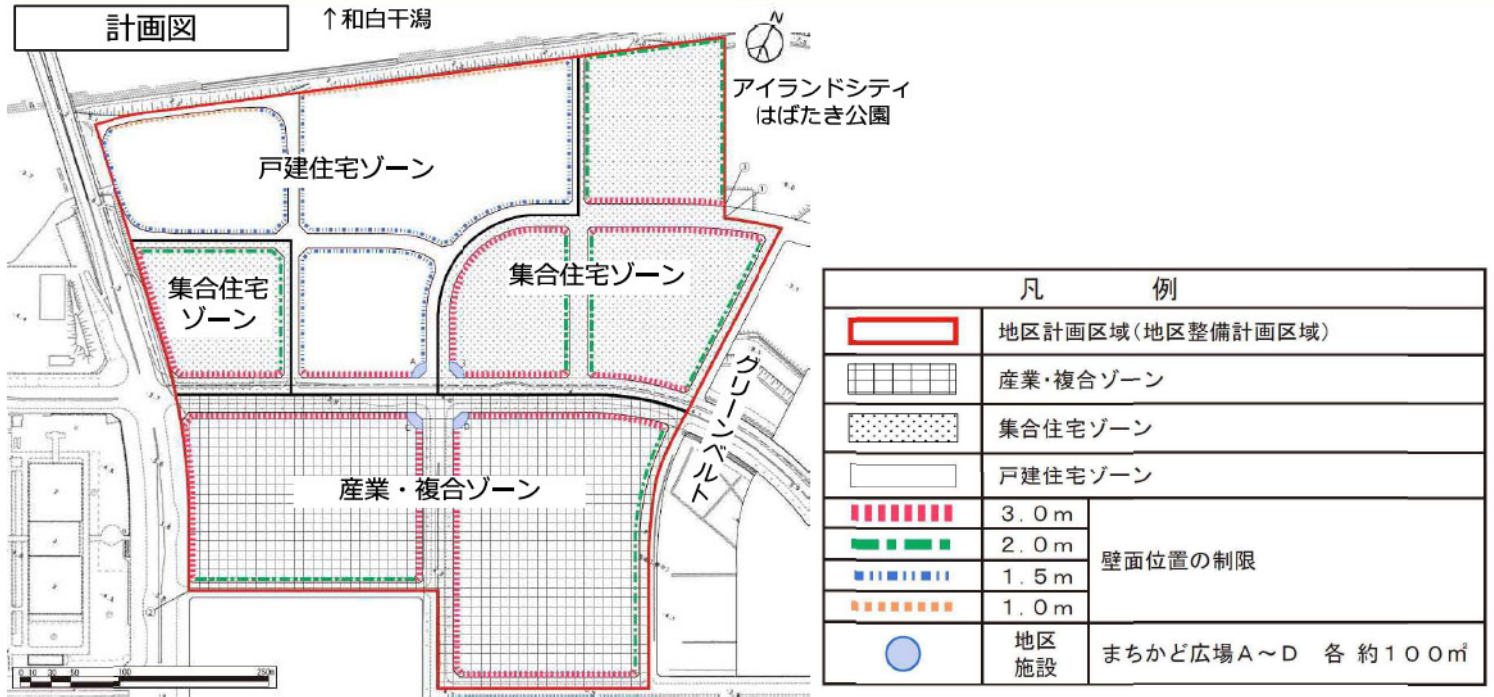
【事業概要（予定）】

	戸建・集合住宅	複合施設	学校等
施設	住宅 約 2千戸 等 ・戸建 約 250戸 ・集合(分譲) 約 1200戸 ・(賃貸) 約 550戸 ・生活利便施設	健康関連の複合施設 ・多目的スポーツ施設 ・食、健康関連の研究、実証施設(オフィス・レンタルラボ等) ・教育施設(幼児教育施設等)	小学校、公民館等
事業者	事業者連合体 代表：積水ハウス(株)	福岡アイランドシティ 特定目的会社	福岡市

【複合施設イメージ】



3 地区計画の概要



地区整備計画

	戸建住宅ゾーン (約9.6ha)	集合住宅ゾーン (約9.8ha)	産業・複合ゾーン (約11.6ha)
地区施設の配置及び規模	まちかど広場 (約100㎡ 4ヶ所)		
建築物等の用途制限 (建築してはならない建築物)	住宅や保育所、小規模店舗以外の建築物等	・ボーリング場、スケート場等の運動施設 ・マージャン屋、ぱちんこ屋等その他これに類するもの ・カラオケボックス等	・マージャン屋、ぱちんこ屋等その他これに類するもの
容積率の最高限度	10分の8		
建ぺい率の最高限度	10分の5		
敷地面積の最低限度	200㎡	500㎡	500㎡
建築物高さの最高限度	10m		
壁面位置の制限	3m、1.5m、1m	3m、2m	3m、2m
形態・意匠の制限	屋根や外壁等の形態・意匠及び色彩は周辺環境に調和したもの 等		
垣・さくの構造の制限	生け垣又はメッシュフェンス等の透視可能なものに植栽を施したもの		
緑化率の最低限度		30%	20%

4 スケジュール (予定)

- 令和5年 4月 都市計画原案の縦覧(縦覧者45人、意見書0通)
- 令和5年 6月 福祉都市委員協議会報告
- 令和5年 7月 都市計画案の縦覧(法定縦覧)(縦覧者22人、意見書0通)
- 令和5年 8月 都市計画審議会
- 令和5年 9月 都市計画決定告示

福岡広域都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画アイランドシティ北地区地区計画を次のように決定する。

名 称	位 置	面 積	備 考
アイランドシティ北地区地区計画	福岡市東区香椎照葉六丁目及び香椎照葉七丁目の各一部	約 31.0ha	

（参 考）

総 括 表

区 分	地区計画等箇所数 (箇所)	面 積 (ha)
計画決定済	135	約1472.0
うち 再開発等促進区を含む地区計画	17	約 104.2
うち 集落地区計画	1	約 7.7
今回分	1	約 31.0
うち 再開発等促進区を含む地区計画	—	—
うち 集落地区計画	—	—
計	136	約1503.0

福岡市景観計画の変更について

(アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更)

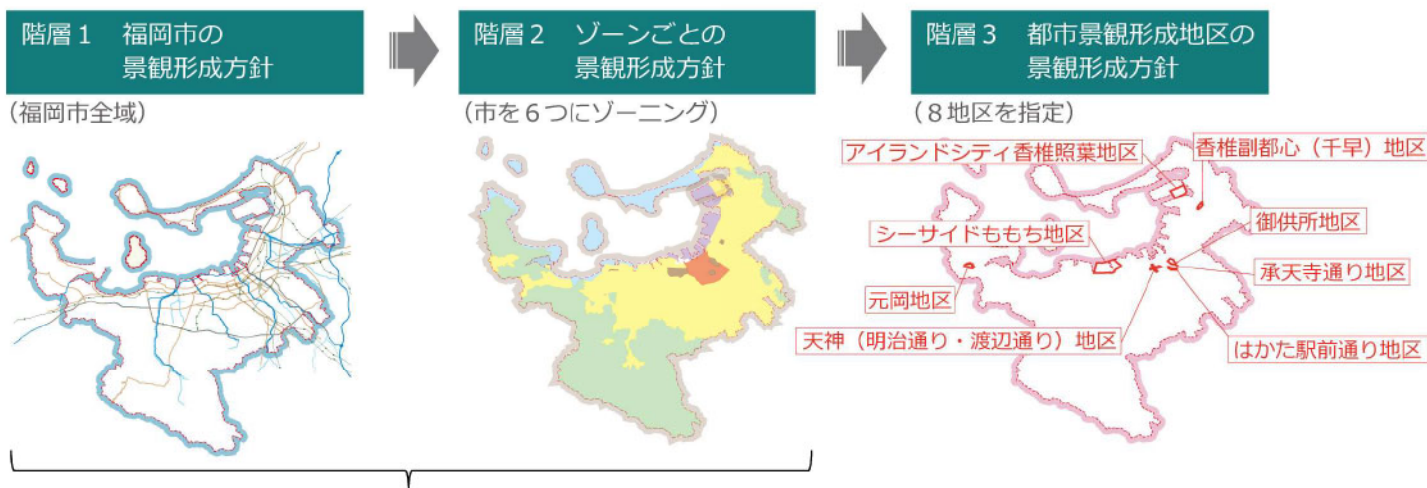
1 趣旨

福岡市景観計画で指定している「アイランドシティ香椎照葉地区」都市景観形成地区について、対象区域拡大を行うため、景観法第9条第2項に基づき、都市計画審議会の意見を聴取するもの。

2 福岡市の景観誘導

(1) 福岡市における景観誘導

福岡市では、平成24年に景観法に基づく「福岡市景観計画」を策定し、市全域に関する景観形成方針(階層1)を定めるとともに、土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針(階層2)、さらに、地区の個性や特性に応じた景観形成を目指す都市景観形成地区の方針(階層3)を定め、景観誘導を行っている。



届出が必要な行為・規模(大規模建築物等の行為の届出)	
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあつては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000m ² を超えるもの
	2 歴史・伝統ゾーンにあつては、高さが15mを超え、又は延べ面積が1,500m ² を超えるもの。ただし、沿道区域については、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を除くすべてのものとする。
	3 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあつては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000m ² を超えるもの

(2) 都市景観形成地区

市を代表する地区や個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区については、地域住民との共働により都市景観形成地区に指定し、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細かな景観誘導を図っている。

※令和5年4月時点

都市景観形成地区名称	位置	面積	備考
シーサイドもちもち地区	早良区百道浜一丁目他	約185.6ha	H8. 4. 25指定
御供所地区	博多区御供所町他	約28.0ha	H10. 11. 30指定
天神(明治通り・渡辺通り)地区	中央区天神一丁目他	約15.7ha	H12. 3. 2指定
香椎副都心(千早)地区	東区千早四丁目他	約17.6ha	H17. 4. 25指定
アイランドシティ香椎照葉地区	東区香椎照葉一丁目他	約94.0ha	H23. 3. 3指定
元岡地区	西区元浜一丁目他	約18.3ha	H23. 3. 3指定
はかた駅前通り地区	博多区博多駅前二丁目他	約7.0ha	H23. 7. 28指定
承天寺通り地区	博多区博多駅前二丁目他	約2.6ha	R2. 3. 30指定

3 これまでの経緯

「アイランドシティ香椎照葉地区」については、平成18年3月に「アイランドシティ・デザインガイドライン」を策定し、海や緑などの恵まれた自然環境と調和した「美しいまちなみ」と「緑の都市景観」の創造を図ってきた。良好な景観を次世代にわたっても維持・保全していくために、平成23年3月に、南エリア(香椎照葉1丁目～5丁目)を先行して都市景観形成地区に指定している。

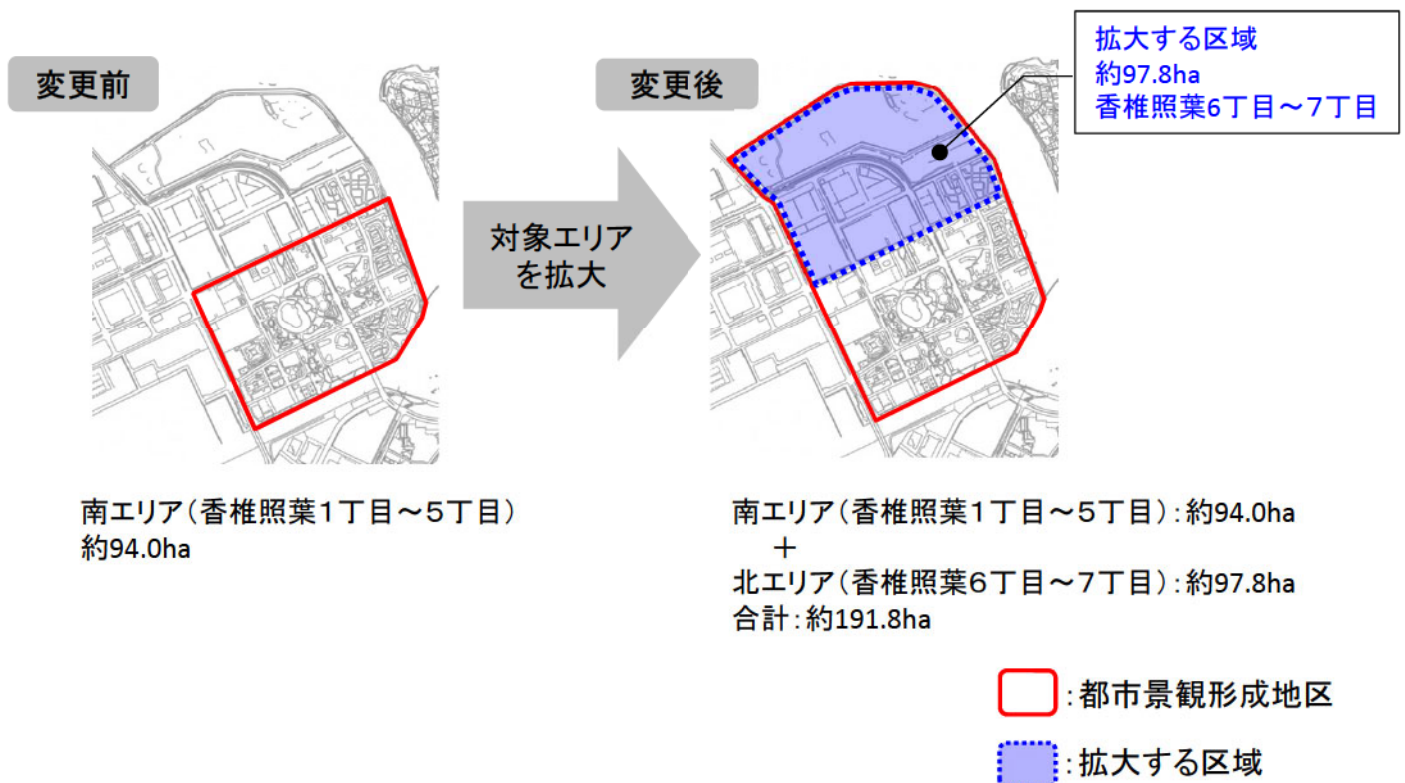
令和4年度には、アイランドシティまちづくりエリアの北エリア(香椎照葉6丁目～7丁目)に係る事業者がすべて決定し、全体の土地利用の見通しが立ったため、北エリアを含めた都市景観形成地区の指定(景観計画の変更)に向けた手続きを行っている。

経緯

平成18年3月	アイランドシティ・デザインガイドライン策定
平成23年3月	南エリア(香椎照葉1丁目～5丁目)を都市景観形成地区に指定
令和4年9月	アイランドシティまちづくりエリア全体の土地利用確定
令和5年2月	北エリア(香椎照葉6丁目～7丁目)への指定区域拡大について住民説明会実施

4 変更の内容

今回の変更は、アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の拡大であり、地区景観形成基準等の内容の変更はありません。



5 スケジュール(予定)

令和5年4月3日～17日	原案の縦覧(縦覧者7人、意見書0通)
令和5年6月	福祉都市委員協議会報告
令和5年8月	福岡市都市景観審議会、福岡市屋外広告物審議会
令和5年8月	福岡市都市計画審議会
令和5年9月	都市景観形成地区の指定(法定告示)

参考(地区景観形成基準)

		戸建住宅地区	集合住宅地区	産業・複合地区	センター地区
建築物	壁面の位置の制限	3m、1.5m、1m	3m、2m、1m	3m、2m、1m	3m、2m、1m
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちなみとの調和を図る ・幹線道路沿いは、まちなみの連続性等景観に配慮する 等 			
	付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・EVシャフトや屋外階段等は、建築物本体との調和に配慮する ・大規模緑地や道路に面して屋外階段は設置しない 等 			
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電線等は地中化する ・サーチライトは設置しない ・反射板を使用した回転灯は原則設置しない ・テレビ、FM等のアンテナは原則屋外に設置しない 等 			
	垣・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園及び緑地沿いは、生け垣等緑化に努め、塀を設置してはならない ・道路、公園及び緑地沿いに柵を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、植栽を施すものとする 等 			
屋外空間	外構の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園及び緑地沿いは、緑の連続性を確保するよう努める ・道路、公園及び緑地沿いに擁壁を設置する場合は、原則として自然石積擁壁とする 等 			
	緑化率	・30%以上とする 等		・20%以上とする 等	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路からの車両出入口は原則設けない ・建築物と一体的にデザインする 等 ・公共空間から見えないように配慮する 等 			
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物に限る ・屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない ・蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない ・道路の上空に係る広告物は設置してはならない ・屋上設置広告物は設置してはならない 等 			

アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区指定区域図及び地区区分図

